

令和4年12月9日

第30回水俣市農業委員会

第30回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年12月9日
開会 9時30分
閉会 11時18分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 12名 16番 蒔元 政廣 君 22番 坂口 新一 君
17番 竹下 正治 君 23番 山口 初憲 君
18番 竹本 孝幸 君 24番 池田 郁雄 君
19番 山内 秋光 君 25番 原田 隆義 君
20番 溝口 幸一 君 26番 森下 義孝 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 2名 15番 平松 明子 君 27番 下鶴 信雄 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1)合意解約通知について
(2)許可不要転用について
(3)農地転用許可後の工事完了について
議第107号 非農地証明書交付について
議第108号 農用地利用集積計画の申出について
議第109号 農地法4条・5条の権限移譲について
- 6 農業委員会事務局
局 長 永松 正治
次 長 大川 尊
参 事 松原 真樹
主 任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第30回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番、田畑委員、9番、廣島委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、12名です。 欠席者は、15番、平松委員、27番、下鶴委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、2番、松田委員にお願いします。</p>
<p>2番委員 (松田時義君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持、向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)、合意解約通知について、でございます。 議案書は、1ページから3ページになります。 2件でございます。 まず、番号1でございますが、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、高齢のためでございます。 次に番号2でございますが、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、子に経営移譲するためでございます。 こちらの農地は、後ほど農用地利用集積計画の申し出について、で御審議いただく予定となっております。 それぞれの場所につきましては、番号1番が2ページ、番号2番は、3ページに記載されておりますのでご参照ください。 次に、報告事項(2)許可不要転用についてでございます。 議案書は、4ページから13ページになります。 3件ございます。 1番、2番の届出人は、いずれも議案書記載のとおりでございます。</p>

	<p>まず、番号1ですが、土地の所在、地目は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、843㎡の内4㎡でございます。</p> <p>番号2は、土地の所在、地目は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、640㎡の内4㎡でございます。</p> <p>理由は、1番、2番ともに、対象地区及びその周辺地域に対し良好な携帯電話サービスを提供するためでございます。</p> <p>場所につきましては、まず1番は5ページを御覧ください。</p> <p>平面図と立面図は、6ページ、7ページに記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>次に2番ですが、土地の所在、地目は、8ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>平面図と立面図は、9ページ、10ページに記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>次に3番ですが、4ページに戻っていただいて2筆でございます。</p> <p>土地の所在、地目は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、1筆が807㎡の内56.76㎡で、もう1筆が、86㎡の内9.0㎡でございます。</p> <p>理由は、農作業用搬入路にするためでございます。</p> <p>場所については、11ページに記載のとおりです。</p> <p>平面図と展開図を、12ページ、13ページに記載しておりますので御参照ください。</p> <p>次に、報告事項(3)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、14ページになります。</p> <p>1件でございます。</p> <p>それぞれ、表の左から3列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から2列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を確認したところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので御報告申し上げます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第107号、非農地証明書交付についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員	はい、議長。
議 長	はい2番、松田委員をお願いします。
2番委員	議第107号、非農地証明書交付について、1番について御説明

	<p>いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳は畑、現況は山林。面積は50㎡です。</p> <p>竹木の所有を目的とした土地の現況であり、農地への復旧は困難であり、平成7年に相続した時以前から山林化している。</p> <p>30年くらい前から山林化している場所です。</p> <p>場所は、議案書17ページに記載のとおりです。</p> <p>18ページを御覧ください。</p> <p>道路から入っております。</p> <p>そこに孟宗竹の切株が見えますが、その線を引いてある細長い土地で約15坪くらいの狭い所です。</p> <p>そして北向きです。</p> <p>12月5日、事務局から2人、行政書士、竹下委員の5人で現地調査を行いました。</p> <p>まず、周りに孟宗竹が生えておりまして、細長い土地で耕作は不可能じゃないかと見てきました。</p> <p>私達は、これは畑に復元できないと思って帰ってきたところです。</p> <p>土地の活用状況等も考えてみますと、道路からも外れて奥まった所で、もし、ここを畑に復元したとしても、機械を入れたとしても、莫大なお金がいるかと思われまます。</p> <p>そして他市から15坪の畑を耕しに来ることは、非常に困難な状況だと思ったわけです。</p> <p>非農地証明書の交付について、交付してよろしいか伺いたと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第107号、非農地証明書交付については、交付してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>御異議もないようですので、議第107号、非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第108号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>まず、新規設定の1番、2番、4番、再設定の1番、所有権移転の1番の議案を審議した後、新規設定の3番の議案を審議いたします。</p>
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい13番、戸次委員をお願いします。
13番委員	<p>議第108号、農用地利用集積計画の申出について、利用権は新規です。</p> <p>番号1。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は6,172㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までの期間5年です。</p> <p>利用目的は茶。借賃は、議案書記載のとおり。利用権の種類は、賃借権になります。</p> <p>借人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>経営面積は自作地が21,627㎡、借入地が15,740㎡。</p> <p>従事者が3人の内、1人が60歳になるということです。</p> <p>先程、合意解約で出た件ですが、父親より息子に経営移譲という形で行われる物件です。</p> <p>父親のほうが、利用権で借りておられた土地です。</p> <p>貸人は現在、入院中ということです。</p> <p>場所は23ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>ここも立派な茶園として作られております。</p> <p>農作業従事日数も250日以上で問題はないようです。</p> <p>以上で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
8番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい8番、中村委員をお願いします。
8番委員	<p>農用地利用集積計画の申出の2番について、御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p>

	<p>地目は台帳現況とも田です。 面積は870㎡。 始期終期は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間です。 利用目的は、景観植物のヒマワリでございます。 借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権。 申請地は、24ページに記載のとおりです。 借人は、2年前に会社を退職されて、農業を毎日頑張っておられます。 この田は、別の方が今年まで、水稻耕作されてきました。 高齢で、来年は作らないとのことで、このままでは耕作放棄地になってしまうので、借人が直接支払の関係もあり、春はレンゲソウ、夏はヒマワリを作り、景観植物の田にするそうです。 田はすでに耕し、レンゲソウの種をまいてありました。 以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
12番委員 (前田仁君)	はい、議長。
議 長	はい12番、前田委員にお願いします。
12番委員	<p>利用権設定4番、次のページの再設定の1番につきましても私の担当ですので、2件一緒に御説明させていただきます。 まず、4番につきましては、貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 地目は3筆。台帳現況とも田。面積は3筆合計2,872㎡。 始期終期は、令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間。 利用目的は水稻。借賃、利用権の種類は議案書記載のとおりです。 借人は、熊本県農業公社となっており、使用貸借権です。 配分計画の予定の転借人ですが、この土地につきましては、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年、転借人が借りられていたということですが、何かの手違いで再設定がなされず、新規で申出するということになったとのことです。 借人は、元農業委員で、現在も作業を頑張られておりますし体力もあります。 また、この農地は、借人の奥さんの実家の近くで、トラクター等の農機具も倉庫を借りられて入庫されているとの事でした。 場所につきましては、26ページに記載のとおりです。 今回も借人が10年間頑張っておるといふことでしたので、問題はないと思ひます。 つきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件</p>

	<p>は満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、再設定1について説明させていただきます。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも田。面積は289㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間。</p> <p>利用目的につきましましては水稻。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借人の経営面積、従事者は議案書記載のとおりです。</p> <p>借人は、現在は主に野菜を作っておられまして、以前は、地元のスーパーの中の店舗で販売されておられまして、現在は、道の駅に出荷されているということで、元気いっぱい頑張っておられます。</p> <p>水田につきましましては、耕作とか田植えとか稲刈は息子さんが機械作業でされておりますが、通常は水の管理、除草等は期間中は元気で頑張っておられます。</p> <p>農業従事日数も180日程度されておりますので、問題ないと思えます。</p> <p>場所は、27ページに記載のとおりです。</p> <p>以上で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>5番委員 (田畑和雄君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、5番、田畑委員にお願いします。</p>
<p>5番委員</p>	<p>議第108号、農用地利用集積計画の申出について、所有権移転で中間管理機構の特例事業を説明いたします。</p> <p>この件に関しては、令和4年9月総会におきまして、第100号農地利用集積計画の申出について、所有権移転をする者から県農業公社に所有権移転を承認したものでございます。</p> <p>所有権を移転する者、土地の所在は記載のとおりですが、2筆で11,578㎡。</p> <p>利用目的は樹園地です。</p> <p>一反あたりの単価は、議案書記載のとおりです。</p> <p>それと所有権移転を受ける者は、議案書記載のとおりです、新規就農者です。</p> <p>市外からの新規就農者ということで、以前は市街地におられたのですが、今は圃場の300～400mのところの空家がありましたので、移転されたということです。</p> <p>まだ子供が小さいので、奥さん達もあとからこちらに来るということです。</p>

	<p>今年から初出荷ということで、中身は加温で作られております。 これが予定としまして、移転時期は12月14日、引き渡し時期も12月14日ということで、支払期限は令和5年10月24日となっております。</p> <p>農業従事者は本人1人ですが、新規就農者の仲間が今、座学で農協で勉強している人達が、津奈木、芦北、水俣まで含めて、5～6人いらっしゃいますので、そのメンバーを応援しながら、なるべく人件費もかからないようなやり方で、今、皆さん新規就農者で手を組みやっておられるようなので、非常に良い形かなと思っております。</p> <p>以上、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
22番委員 (坂口新一君)	はい、議長。
議 長	はい22番、坂口委員。
22番委員	確認ですが、1番の賃貸料ですけれども、全体で決めていただいているのですが、前は確か10aあたりで金額を決めていました。 今回は全体としてあるものですから。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局	一応ですね、聞いた時には全体で、ということだったみたいなんですけど、もし10aということであれば、訂正という形で。
22番委員	はい、議長。
議 長	22番、坂口委員。
22番委員	はい、今まで10aあたりで契約をしていたんです。
議 長	確認をしてもらって、後日御連絡を。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。

事務局	確認を再度いたしまして、次回、御連絡さしあげます。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第108号農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番、2番、4番、再設定の1番、所有権移転の1番については承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第108号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番、2番、4番、再設定の1番、所有権移転の番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第108号、農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の3番の議案を審議いたします。 なお、新規設定の3番の借人である松本委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、松本委員の退場をお願いします。
	(松本委員退場)
3番委員 (森口信二君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、森口委員をお願いします。
3番委員	議第108号農用地利用集積計画の申出について、利用権新規の3番について説明させていただきます。 貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも田。他の2筆も同じ条件です。 面積については、3筆合わせて4,015㎡になっております。 始期終期は、令和5年1月1日から令和11年12月31日。期間は7年。利用目的は水稻です。 賃借は無償になっております。 利用権の種類は、使用貸借権。 借人は、議案書記載のとおりです。 経営面積につきましては、自作地が2,868㎡、借入地が8,926㎡になっております。

	<p>申請地につきましては、25ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地区は、猪鹿対策として、金網、電柵が施され、周囲全体を囲ってあります。</p> <p>貸人については、お茶栽培に専念するために手が回らないということで、借人に依頼されたようです。</p> <p>3筆のうち2筆は、草刈りはされていましたが、長年放棄されているために、田が痛んでおり、畦際の漏水対策を行わないと栽培出来ないということでした。</p> <p>もう1筆については、従来どおり、そのまま使うとのことでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第108号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の3番については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第108号、農用地利用集積計画の申出について、新規設定3番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>松本委員の入場を認めます。</p>
	<p>(松本委員入場)</p>
議 長	<p>次に移ります。</p> <p>議第109号、農地転用の許可等に関する事務に係る権限移譲についてを議題といたします。</p> <p>本議題は、農地転用の許可等に関する事務に係る地方自治法第180条の2の規定に基づく権限移譲について、水俣市長から協議があったので審議を行うものです。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第109号、農地転用の許可等に関する事務に係る権限移譲について御説明申し上げます。</p> <p>議案書の29ページを御覧ください。</p> <p>これは、農地転用の許可等に関する事務に係る権限につきまして、熊本県から水俣市に移譲がなされたものを、さらに水俣市から農業委員会に移譲することについて水俣市長から協議があったものです。</p> <p>議案書30ページを御覧ください。</p> <p>番号1。対象事務は、農地法に基づく農地転用の許可等に関する事務です。</p> <p>施行予定日は、令和5年4月1日からです。</p> <p>事務の概要は、(1)から(13)までに記載されているとおりです。</p> <p>順に説明いたします。</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による許可に関する事務は、4条転用の許可に関する事務です。</p> <p>ただし、4ヘクタールを超える場合と市町村にまたがる場合は、県の許可になりますので除きます。</p> <p>(2) は、法第4条第8項の規定による協議に関する事務で、国又は都道府県等が農地を農地以外にしようとする場合に、協議をもって4条許可があったものとみなすものです。</p> <p>(3) は、法第4条第9項の規定による意見の聴取に関する事務で、今、ご説明しました(2)及び(5)の協議を行う際は、あらかじめ農業委員会の意見を聞かなければならないとするものです。</p> <p>(4) 法第5条第1項の規定による許可に関する事務は、5条転用の許可に関する事務で、(1)と同様、4ヘクタールを超える場合と2市町村にまたがる場合を除きます。</p> <p>(5) 法第5条第4項の規定による協議に関する事務は、(2)と同様、国又は都道府県等が農地を農地以外にしようとする場合に、協議をもって5条許可があったものとみなすものです。</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定による立入調査等に関する事務は、買収その他の処分をするために必要があるときは、職員に立ち入り調査等を行わせることができる権限となります。</p> <p>(7) 法第49条第3項本文の規定による立入調査等の通知に関する事務から、(9)法第49条第5項の規定による損失の補償に関する事務までは、今御説明した(6)の立ち入り調査をする際の通知、公示および調査時に損失を与えた際の補填に係る権限となります。</p> <p>(10)法第50条の規定による報告の要求に関する事務は、土地の状況等に関する関係者への報告や調査の権限となります。</p> <p>(11)法第51条第1項の規定による違反転用者に対する処分、又</p>

	<p>は命令に関する事務は、違反転用者に対する許可取り消しや原状回復、その他違反を是正するために必要な措置権限となります。</p> <p>(12)法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施、及び公告に関する事務と、(13)法第51条第4項及び第5項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収に関する事務は、原状回復等の措置に係る事務及び費用徴収等の事務でございます。</p> <p>これらの権限を委譲されることで、県への審議が不要となり、申請者の提出部数が2部から1部に軽減されること、また、決定までの期間が短くなることから、申請者の利益は増すものと思われます。一方、3条許可と同様、許可書が農業委員長名となりますので、より、農業委員会の責任が増すものと思われますが、引き続き県も支援して戴けるとのことでございます。</p> <p>尚、県下14市のうち、当市以外は全て権限移譲をされています。申請者の利益が増すものと思われますので、是非、御検討いただきたいと思います。</p> <p>以上で、農地転用の許可等に関する事務に係る権限移譲についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第109号、農地転用の許可等に関する事務に係る権限移譲については、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第109号、農地転用の許可等に関する事務に係る権限移譲については、承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第30回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員